

罷業突發の由來も要求の當否等については、概ね石によつて御賢察を
請ふ事として、兎に角、一旦、事が起りましたからには、所及四隣町村、延い
て社會一般に、大變な御迷惑をお懸けした事は會社としても何共御氣
の毒に堪えません。更に途上に見張を設けて通行者を誰何し、不安を興
へた等々如何ばかり御困惑の事とせう。のみならず、國民生活必需品の提
供に一大頓挫を來し政府が社會政策的見地から特に公益的性質を有
する製品として免税までした醬油の價格を之が爲めに昂騰に向はしめ國
民生活に脅威を與へんとするに至つては、何共遺憾千萬であります。
「ストライキ」勃發の由來を大體申上げ、會社がやむなく應戰するに至つた
次第を御諒解を願ふもので御座います。

昭和二年九月

野田醬油株式會社

2

◎ 罰金證文は無効なり

この頃、争議團では、工場に復帰する者から罰金何百圓かを取ると
いふ證文を拵へて無理に調印を求めて居るといふ事ですが、こんな
無益な事は常識で判断して見ても少しも効力のないものであ
る事が判ります。法律上から申しますと、そういう事を無理に承
諾させられた場合には、何時でも取消すことが出来ますし又世の爲
にならない行為や善良な人々を苦しめやうとする行為は、すべ
て無効ですから少しも心配はありません。それどころか、多数の力
で脅かして、個人の自由を拘束して、無理強ひに人な不正不
當な事をさせやうとするは、そういう人々は、法律で罰せられま